

営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領 の運用について

令和7年4月1日
営 繕 課

営繕工事における建設キャリアアップシステムの取組について、「営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」（令和7年4月1日）を定めたところですが、実施に関する取扱いについて以下のとおりとします。

1 CCUS義務化モデル工事の対象

原則として、営繕課が発注する工事費が5億円以上の工事をCCUS義務化モデル工事の対象とする。

ただし、下請け工事があまり見込まれない等、義務化モデル工事になじまないと判断される場合は、営繕課長と協議の上、対象外とすることができる。

2 積算に関する取扱い

別紙「営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事の積算」のとおりとする。

3 現場説明書への明示

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、実施要領に従い現場説明書へ明示する。

4 適用

（1）この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。

営繕工事における建設キャリアアップシステム活用モデル工事の積算

令和7年4月1日

営 繕 課

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル工事に取り組む場合において、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、最終の設計変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、変更請負額の算定にあたり、当該費用については積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

1 用語の定義

① カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2 積算方法等

① カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。